

# 中国ビジネス環境改善への提言

2018年9月  
日中経済協会事務局

本ペーパーは、2018年度日中経済協会合同訪中代表団アンケートを通して中国でのビジネス環境改善の要望事項を集約し、日中経済協会賛助会員企業の意見交換等を経て、商務部をはじめとする中国国務院関係部門、地方政府等関係機関への提言として取り纏めたものです。日中経済協会は、商務部との更なる実務交流と協働を通して、中国のビジネス環境が継続的に改善され、新たな日中ビジネスのグローバル・パートナーシップの深化・拡大に貢献し得ることを願っています。

## 《提言のポイント》

### 1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

今年4月「ボアオ・アジア・フォーラム」での演説で習近平国家主席が更なる規制緩和に言及され、5月の李克強国務院総理の来日時には日中社会保障協定をはじめとする10の合意文書が署名される等、中国市場のビジネス環境改善に多くの成果や進展がありました。私たちは合意事項の早期実施を期待すると共に、中国市場の更なる開放が進み、透明性、公平性、一貫性、予見可能性が担保された、国際社会との親和性の高いビジネス環境が実現することを期待致します。（詳細は4～6頁参照）

### 2. 個別産業における市場参入規制緩和

ネガティブリスト制の導入や、各種規制緩和等により、外資の参入障壁は緩和の方向にありますが、幾つかの産業ではまだ規制が残されています。個別産業における外資制限の更なる緩和によって内国民待遇が実現することを期待致します。（詳細は6～7頁参照）

### 3. 知的財産権保護の徹底・拡充

中国の知的財産権保護は、関連法規の整備や管理体制構築が着実に進み、懸案であった混同行為や営業秘密侵害行為への対応も強化されたことを歓迎致します。

しかしながら、著名商標等の課題や運用面での問題は依然残されており、グローバルスタンダードに則したビジネス環境実現のため、更なる改善を期待致します。（詳細は7～8頁参照）

## 目 次

前年度提言からのレビュー .....	3
1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上.....	4
2. 個別産業における規制緩和.....	6
3. 知的財産権保護の徹底・拡充 .....	7
4. 日中社会保障協定の早期発効と経過措置 .....	8
5. 情報セキュリティ .....	8
6. 環境規制への対応 .....	9
7. 貿易・関税.....	9
8. 税制・税務.....	11
9. 外国人の居留、就労手続きの改善 .....	11

## 《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

### 前年度提言からのレビュー

2017年11月付「中国ビジネス環境改善への提言」につきましては、現在までに次の4分野で、要望事項の一部改善が進んでいることを評価致します。

#### ——これまでに改善された主な諸点——

### 1. 外資参入規制の緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

#### (1) 外資の参入規制・活動制限の緩和と会社登記・変更・抹消等手続きの簡素化

- 外資制限・禁止項目（ネガティブリスト）を63項目から48項目に削減。
- 2021年迄に金融分野、2022年迄に乗用車製造分野の出資制限を撤廃すると発表。
- 自由貿易試験区のネガティブリストを95項目から45項目に削減。
- 上海自由貿易試験区限定の開放策を全国の自由貿易試験区にも適用。
- 中央政府の行政手続き簡素化改革展開により各地方政府での対応が進んだ。

#### (2) 化学品業界における規制緩和

- 「安全生産『十三五』計画」で危険化学品関連法規の基準体系を明示。

#### (3) 医薬品業界における規制緩和

- 2017年10月「審査評価制度改革の深化、医薬品・医療機器のイノベーション奨励に関する意見」で医薬品の登録審査効率が改善した他、国外の臨床データの受入れと国外で販売認可された医薬品・医療機器の条件付き販売認可を明示。

#### (4) 医療機器業界における規制緩和

- 2017年6月、国家食品薬品監督管理総局の医療機器技術審査評価センターが、医療機器の登録受理前段階における技術問題コンサルティングを開始。

### 2. 知的財産権保護の徹底・拡充

- 2018年1月改正不正競争防止法が施行。従来対応が難しかった商業秘密保護関連の法整備や、模倣品・権利侵害品への対応が進んだ他、違反行為の罰則を定めて、行政監督機関に捜査権限が与えられた。

### 3. 日中社会保障協定の署名

- 2018年5月「日中社会保障協定」が署名された。

### 4. 政府調達市場における公平性・公開性の改善

- 2018年4月習近平主席がボアオ・アジア・フォーラムで「GPA加盟プロセスの加速」に言及。中国財政部がWTOへの改訂オファー提出の意向を表明。
- 2017年12月国務院弁公庁がオンラインによる政府調達情報公開を推奨。

中国政府の改善努力を評価申し上げると共に、未改善、或いは改善途上の課題について、引き続きのご理解と改善努力をお願い申し上げ、今年は更に以下の提言を提案申し上げます。

## 1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

### 1) 外資の参入規制・活動制限の緩和と会社登記・変更・抹消等手続きの簡素化

- ▶ ネガティブリスト制の導入や、各種規制緩和等により、外資の参入障壁は緩和の方向にあるが、個別産業における外資制限の更なる緩和によって内国民待遇が拡充されることを期待する。また「外国投資法」の立法にあたっては「投資性会社」に関する優遇措置を維持願いたい。
- ▶ 企業運営上の各種許認可や諸手続き等は各都市によって、その範囲、内容、必要手続き等が異なっており、混乱回避のためには統一した運用が必要である。また、各種通達も突発的に公布されることがあるが、対応への準備期間を十分に確保できるような配慮を頂きたい。
- ▶ 減資、出資権譲渡、合併・分割・清算、税務登記抹消等企業再編関連手続や、単一製造機能企業の移転価格税制運用等、企業再編関連法制の整備と運用の弾力化を願いたい。
- ▶ 都市計画等の理由で止むを得ず強制的な工場移転が求められる場合には、土地再利用の計画等、事前の十分な情報開示、準備期間の設定、適正且つ迅速な補償の履行を行い、同時に各種操業許可の更新がスムーズに行われるような配慮を頂きたい。
- ▶ 行政区を跨る事業所の移転等に際し、税務署による発票の発給遅延や、過去に遡った徹底的な税務調査等で手続き遅延が生じないように、円滑な手続きの仕組みを構築して頂きたい。

### 2) 公平性・透明性・一貫性の確保

- ▶ 透明性、公平性、一貫性、予見可能性が確保された、国際社会との親和性の高いビジネス環境整備を願いたい。中国政府が2018年の政府活動案において、高いレベルでの開放を図り、国際的な経済・貿易ルールとの一致を強化して世界一流のビジネス環境を整備する、との目標を掲げていることを高く評価し、その実現に期待すると共に、次の点における引き続きの改善努力を願いたい。
  - ① 第13次5ヶ年計画において指摘された諸問題及びその解決策の実行を通じた、近代的な市場体系の完備、行政管理体制改革の進化、及び対外開放体制の完備に期待したい。
  - ② 外資系を含む企業に対して、法律で企業内に中国共産党の党組織設立が求められている。中国の国情に応じた規定であることは理解できるが、外資系企業には強い違和感があることに留意頂き、企業ガバナンスに対する当局の姿勢の透明性を求めたい。

- ③ 国有企業改革を推進し、国有企業を優先する補助金制度等を見直し願いたい。他方、「中国製造 2025」における製造高度化投資等の重要分野に対しては、公平・透明な助成の更なる強化を願いたい。
- ④ 一部の国有企業では、中国国産部品の採用を進める一方で「外資系は採用しない」との方針を表明しているケースがある。引き続き公平な競争環境と内国民待遇実現の努力を願いたい。
- ⑤ 土地所有権の流動性の向上、統計の信頼性向上、少子高齢化等の社会問題への対応等の環境整備、並びに関連する情報公開の強化を願いたい。

### **3)外国為替・金融規制の緩和**

- 外国為替・金融取引に関する規制は順次緩和の方向にあったが、2016 年末から 2017 年初に掛けて、海外送金や外貨取引の手続きが突然制限され、企業の資金計画や対外決済に影響が生じた。その後、これらの制限は再度緩和の方向に転じたが、自由化、規制緩和に逆行する動きは企業の投資意欲を損なうものであり、外貨管理政策や、金融機関が行っている行政認可プロセス等の明文化、明確化、迅速化を図ると共に、規制緩和・自由化に向けた不断の努力を願いたい。
- 三国間貿易取引では決済できない事例が出ており、改善を願いたい。
- 人民元から外貨への両替に関する窓口指導内容が地域により異なり、混乱が生じているため、統一されることを望む。また、人民元売り・外貨買の為替予約を行う場合、外貨買い後 5 日以内に送金を実施する必要があるが、為替リスクヘッジの妨げになるので見直し願いたい。
- 個人の外貨から人民元への両替について年間 5 万米ドルの兌換枠が過去 10 年以上変更されておらず、企業派遣の留学生等は兌換枠拡大の個別申請を余儀なくされている。個人の外貨兌換枠の廃止または、物価/給与水準の上昇に合わせた枠の拡大を希望する。
- 長期借入枠制限や銀监会（CBRC）指導に基づく短期運転資金借入のロールオーバー制限等、企業の資金繰りの自由度を妨げる規制を撤廃して頂きたい。
- 人民元建て域外貸付は、最低預け入れ期間・貸付期限 6 ヶ月、ロールオーバー回数 1 回のみ、貸付先での外貨転の禁止等の定めがあるが、各地の外貨管理局で承認基準が異なっている。域外貸付に関する規制の撤廃、または各地の運用・承認基準の統一を要望する。

### **4)労働法制**

- 労働者の権利保護の重要性は十分認識した上で、現在の労働契約法の下では、継続的な人件費コストの上昇、柔軟な人材配置や適切な人事評価とそれに伴う賞罰が行いにくいといった問題も生じている。経営の自由度をもう少し認めた制度への見直しを希望する。

- 「労働契約法」及び、「労務派遣暫定施行規定」、特に補助的業務の職位に対する雇用比率制限（10%）の制限撤廃または緩和を要望する。

## **5)技術標準・認証**

- 新たな標準の設定には公布日から実施日まで十分な猶予期間を取って頂きたい。特に強制標準では1~2年間の猶予期間を確保願いたい。なお、一部の標準において、実現し得ない試験条件や、理想値のような高い数値設定等が見受けられる。過度なスペックや、過度に詳細化した標準の策定は避けるよう要望する。

## **6)企業会計(会社決算)**

- 現在、企業の会計年度は1月~12月と定められているが、世界的にIFRSや国際会計基準への移行が進んでおり、本社の連結決算への対応が求められているので会計年度設定を自由化願いたい。

## **7)独占禁止法(企業結合)**

- 中国の独占禁止法は、中国市場に影響しない国外の「結合」行為にも届出義務を課しているほか、届出要件の「結合」の定義が不明確である。例外規定や出資比率等分かりやすい届出要否判断基準の設定を要望する。
- 書類提出から立件までの期間が長く、世界各国での同時届出では中国のみが遅滞することが多いので、さらなる改善を要望する。
- 特に中国国有企業間の結合では国内シェアが極めて大きくても承認されるケースがあり判断基準が分かり難い。独占禁止法の適用基準を公表願いたい。

# **2. 個別産業における規制緩和**

## **1)建設・不動産業における規制緩和**

- 外資による不動産投資会社設立の認可並びに、地域によって異なる、建設業関連の法規制や制度の整理・統一化を願いたい。また、不動産業合併会社の減資・清算手続きの明確化、及び簡素化・迅速化を願いたい。
- 不動産開発事業のプロジェクト会社は、不動産四証（注）の取得前は外部金融機関からの借入ができないが、中国企業は親子ローンによる資金調達が可能である。中外合資企業を含む外資不動産企業は、外債登記が認められず、また最低資本金額も高いため、親子ローンが利用できず、資金調達面で不利になっていることに加え、国内企業との共同事業で、ファイナンス方針上の障害となるケースもある。規制を緩和願いたい。

（注）土地権利証、建設用地計画許可証、建設工事計画許可証、建設工事施工許可証。

## **2)コンテンツ産業における規制緩和**

- 映画、音楽、ビデオ、ゲーム等コンテンツ産業における内容審査では、媒体で担当省庁が異なり、同一コンテンツでも別個に審査を受ける必要があるが、審査基準が明確でなく、指摘もばらばらである。中央の審査部門を1か所に集約すると共に、審査基準をより透明性のあるガイドラインとして明文化願いたい。
- 2018年版外商投資参入許可特別措置（ネガティブリスト）で、オンラインの音楽サービス運営は外資に開放されたが、「ネット出版サービス管理規定」では、禁止されたままになっているので修正願いたい。

## **3)食品業界における規制緩和**

- 2015年10月に改正され規制が強化された食品安全法は細則が不明瞭であるため、企業が同一の対応を図れるように、細則を策定、明示頂きたい。
- 東日本大震災以降認められていない、日本の1都9県からの農水産品および食品関連の輸入について、2018年5月李克強総理来日時に、放射性物質汚染問題対応のための共同専門家グループ設立に関する覚書が締結されたことを歓迎し、早期の輸入解禁に期待する。なお、他地域の果物、野菜、茶、及び同加工品、加工食品等の輸入には、日本政府の「放射線検査証明書」が必要だが、要求書式が決まっていないため、輸入できない状態になっている。輸入審査用書式の早期確定と、輸入の再開を願いたい。
- 成分規制の変更や審査基準見直し等で一部食品の輸入が不可となっているので、実態を確認の上、規制緩和や見解の統一等、輸入申請手続きの簡便化、早期化を願いたい。

## **3. 知的財産権保護の徹底・拡充**

- 知的財産関連の行政審決、法院判決の審理内容には公開されないものがある。情報公開の迅速化と更なる公開の促進により透明性の担保を図って頂きたい。また、法院の審理では、直前の期日指定等で外資企業が多大な負担を強いられることがあるので緩和措置を要望する。
- 税関での模倣品・海賊版取り締り情報（侵害品の輸出入者情報等）を、より広範囲に、速やか且つ詳細に開示頂くと共に、中国の司法・行政機関が他者ブランドの流用や模倣品・海賊版販売に対して、明確な指導方針を打ち出し、企業並びに顧客の権益保護を推進、対応願いたい。
- 外国の著名商標の保護につき、外国における著名性、商標標識の顕著性を考慮した審査を行うとともに、類否判断で異なる商品役務区分の著名商標を含めた判断

をして頂く等、第三者による不公正な使用・登録・輸出（OEM 製造）を排除する仕組みの整備を進めて頂きたい。

- 日中特許審査ハイウェイ（PPH）の利用時に求められる、対象出願案件が公開されていること等の申請条件の緩和を要望する。また、専利優先審査管理弁法等、その他の早期権利化制度についても、対象範囲や手続き条件を緩和して外国企業にも使い易くして頂くよう要望する。
- 知的財産権の行使が独占禁止法違反となる場合について、複数の機関が個別に運用等の規定案を出しており、当局の裁量によって知財権保有者の権利行使が制約される恐れがある。各国の法令の制度及び運用を踏まえて整合的な法令及び統一的なガイドラインを制定頂くよう要望する。
- 実態審査なしで登録される実用新案については、訴訟等権利行使時に国家知識産権局による評価報告書の提出を義務付けるよう要望する。
- 第4回専利法改正案に含まれる「部分意匠の導入」及び「意匠保護期間の延長」の早期施行に期待すると共に、意匠出願に対する審査主義（実体審査）の導入を要望する。さらに、冒認出願対策、秘密意匠の導入、新規性喪失の例外の適用が認められる場合のうち、自己開示によるものの範囲の拡大（特許権及び意匠権保護機会の拡大）等の諸施策に関する改善を要望する。
- 外資企業の対中進出に際して技術の提供を求めたり、ライセンス契約に制限を設けたりといった行為が、W T O のルールに違反する措置であるとの指摘がある。グローバルスタンダードに則したビジネス環境を実現するための更なる制度改善を期待したい。

#### 4. 日中社会保障協定の早期発効と経過措置

- 2018年5月の日中社会保障協定署名を歓迎すると共に、両国による早期の国内承認と実施を要望する。また、実施までの間は、社会保険料納付を免除する等の経過措置を要望する。

#### 5. 情報セキュリティ

- 研究・技術開発業務ではインターネットの使用環境は極めて重要であり、VPN 規制の緩和等、世界標準並みの規制緩和を願いたい。
- 2017年6月施行の「中国サイバー・セキュリティ法」では、サイバー・セキュリティのレベル別保護制度の実施、関連国家規格への適合、システムのサプライヤーに対するサービス継続義務等が規定されると共に、公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、金融、その他の重要情報インフラに対して、重点保護の実施



や運営者に対する中国国外へのデータ提供の制限等が規定された。具体的な内容は今後制定される細則等で明確化されると理解しているが、個人情報適切な保護の範囲を超えて、広範なデータに利用制限が課されることが懸念される。その制度設計・運用に当たっては、企業内のデータ通信等が安心して行われ、クラウドサービス等の新しいビジネスが展開しやすくなる等、日中両国企業のグローバルな経営活動が妨げられることがないように願いたい。

なお、イノベーション分野における協力にあたっては、データ、AI アルゴリズム、ソースコード等の取扱いについて、データ資本や知的財産、営業秘密の観点から、外資企業が不利とならないような措置を願いたい。

## 6. 環境規制への対応

- ▶ 環境汚染に対する厳格な規制は極めて重要であるが、それらが突然に強化されることは生産活動継続の大きなリスクともなっている。このような観点から環境関連の産業政策における公平性の担保、運用基準の統一化を願いたい。また、汚染物排出許可証制度や、環境保護税、炭素取引の導入といった重要な改革の執行に際しては全国と地方で調和が取れたものとなるように十分な検討を頂きたい。今後の方針・計画、最新の規制内容等は、正確かつ速やかに開示・連絡頂くと共に、環境規制導入に際しては、十分な対応のために必要な一定の猶予期間を設定願いたい。
- ▶ 各地の環境対策では、基準を満たしている企業にも法的根拠を示さずに一律で、生産停止措置が課されてしまうケースがある。過剰な規制で企業が事業機会を失ったり、過度な負担を強いられないよう、バランスの取れた環境規制への取り組みを要望する。また、環境対策が進んでいる会社に対する優遇措置や、公正な排出権取引ルールの策定を願いたい。
- ▶ 環境規制の強化に伴い、専門業者の操業停止が発生し、廃棄物取扱業者数や一社当たりの取扱量が減少しているため、各地で産業廃棄物の処理が滞る状況になっている。できる限り早期に適切な廃棄物処理ができる環境を整えて頂くように願いたい。

## 7. 貿易・関税

### 1) 政府調達市場における公平性・公開性の改善

- ▶ WTO 政府調達協定(GPA: Government Procurement Agreement)への加盟交渉は、2014年に第6次改訂オファーを提出する等、中国政府の継続した取組みに拘らず、政府調達の対象リストや調達基準額の引き下げが不十分で加盟は実現しておらず、今も輸入品や外資企業の製品が中国の政府調達で排除される場合がある。2018年

4月、習近平国家主席がボアオ・アジア・フォーラムの演説で、GPAへの早急な加盟を目指すことを心強く思うと共に、中国のGPA加盟実現を期待している。

- 「省エネ製品政府調達リスト」及び「エコマーク製品政府調達リスト」のいずれにも、輸入製品が入っていない状態が続いている。公平な競争環境を確保し、輸入製品への制限の撤廃を要望する。また、両「リスト」では持続的供給の保証とリスト有効期間内の供給義務が求められるが、技術サイクルが速いIT製品群は、リスト更新のタイミングが合わないケースが多い。リスト更新期間の短縮と、適合製品を企業側が追加出来る仕組みの構築を要望する。
- 環境保護及び気候変動対策に貢献する物品について関税撤廃を目指す環境物品協定（EGA: Environmental Goods Agreement）交渉の早期再開・妥結を要望する。

## **2)RCEP、日中韓 FTA 交渉における政府調達章の追加**

- RCEPや日中韓FTAの交渉が進み、物品貿易や投資等、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速している。政府調達市場の相互開放は、互いの国が政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止等、副次的な効果も高い。RCEPおよび日中韓FTA交渉に政府調達章を入れ、複数の協定で交渉を行うことで、高いレベルで地方政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを希望する。

## **3)ロイヤルティ関税調査**

- 近年、ロイヤルティ関税調査が強化されているが、課税要否判断の根拠・基準が税関から開示されない。企業の主張・説明に対して、税関が同意しない場合も理由を明確にせず、一方的に主張・説明の立証を求められるため、企業の負担が増大している。ロイヤルティ関税調査の透明化を希望する。

## **4)輸出管理制度**

- 中国で導入準備中の輸出管理法案について、グローバルなバリューチェーンを構成する企業にとって、大きな負担となる複雑な手続き義務や技術情報の開示義務等が生じる懸念が指摘されている。その制度設計・運用に当たっては、十分な配慮を願いたい。

## **5)その他**

- 天津港は2016年8月の化学品倉庫爆発事故以来、化学品輸入業務が停止状態となっているので、早期再開を願いたい。
- 「自由貿易港」や「自由貿易区」の外資商貿公司が行う中国向け三国間貿易手続きの簡素化と規制の緩和・撤廃を要望する。

## 8. 税制・税務

- 中国では、特に税制関連の法令が予告無く突然公布され、且つ、過去に遡って適用される、或いは、地方や担当者毎に解釈や運用が異なる、等で対応に窮することがある。法令・制度の制定や、解釈・運用の変更等は、十分な周知・準備期間を設けると共に、遡及適用は避けて頂きたい。また、税務関連法令・制度の運用・解釈、或いはその方針等は、全国の税務当局の見解を整理して頂き、共通認識に基づく公平・同等な運用を願いたい。
- 中国における日中二国間の相互協議（APA：Advance Pricing Agreement）制度の申請先は、市及び自治州以上の税務機関だが、一つの APA に複数の確認対象法人が含まれる場合には、国家税務総局が主体的に関与して支援・指揮を行うことになっている。この場合、両者間の調整に長期間を要し、その間 APA の申請自体ができない。APA 窓口の一本化、もしくは、国家税務総局の積極的かつ主体的な調整による手続きの迅速化を願いたい。併せて、APA 申請期間中は、地方当局による移転価格税務調査を停止して APA 審査を優先すること、及び日中両国政府間での相互協議において、APA がよりスピーディーに合意されるよう行政リソースの増強を願いたい。
- BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）対応のための過重な情報提供義務を緩和して、OECD のガイドラインに準拠した移転価格コンプライアンスや税務執行が行われるよう要望する。
- 規定上、調達資金を同一金利条件でグループ企業に転貸する場合は、増値税が免除されるが、各地税務局の「グループ」の定義と解釈が異なるので統一願いたい。
- 組織再編に伴う株式譲渡益課税の免除等組織再編税制の整備と緩和を要望する。
- 中国外で役務提供される貿易コミッションや、PE 適用要件を満たさない人的役務の対外送金で、企業所得税の源泉徴収を求められるケースがある。税法規定に沿った税務運用を願いたい。
- 日本の社会保険料の事業主負担分に対して個人所得税を課す動きが各地にある。税務当局からは「関連通達の廃止」としか説明が無く、明確な根拠規定を示して頂きたい。

## 9. 外国人の居留、就労手続きの改善

- 2017 年 4 月より全国で施行された外国人就業許可の新制度において、一定の改善措置が講じられたが、運用面でなお以下の課題があるので、引き続きの改善努力を願いたい。
  - ① 各地の公安・労働主管機関ごとに手続きの運用、基準が統一・徹底されていない。

- ② 中国国内の転勤で再審査や「無犯罪記録証明書」の再提出が必要になる。
- ③ 手続き中のパスポート預かり証で各金融機関での口座取り扱いができない。
- ④ 居留許可証の有効期限について、具体的な設定指針が不明である。
- ⑤ 外国人短期出張者の就業ビザ・居留証の取得手続きの運用が不透明である。
- ⑥ 学歴の評価基準が厳しすぎるので緩和を要望する。
- ⑦ システムの不具合や一時停止、データ入力の不備、書類紛失等で手続き時間が増加している。
- ⑧ 北京のB人員はZビザの滞在期間内に就業許可取得が間に合わず、居留許可申請が出来ないため、臨時の滞在ビザが必要になる。手続きの迅速化を望む。

以上